

仕 様 書

請負の表示：全身用 X 線 CT システム Revolution CT GE 製 1 式の保守点検
(構成内訳は別紙 2 のとおり)

- 1.受注者(以下「乙」という。)は、本仕様書により、誠実に請負を実施するものとする。
- 2.この契約は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 3.発注者(以下「甲」という。)は、保守点検の実施に際し国立大学法人大阪大学医学部附属病院(以下「本院」という。)職員を立ち合わせ、監督するものとする。
- 4.検収は、乙が提出する保守点検業務報告書に基づいて行うものとする。
- 5.定期保守点検の実施日は、予め本院職員と協議して定めるものとする。
- 6.保守点検のために乙の技術員が来院したときは、本院職員に申し出なければならない。帰社の際も同様とする。
- 7.保守点検を実施する際に疑義が生じた場合は、その都度、本院職員と協議してその指示により円滑に処理するものとする。
- 8.その他詳細については、本院職員と協議して定めるものとする。

I.請負の概要

本院に設置されている全身用 X 線 CT システム Revolution CT GE 製 1 式の保守点検 (以下「本装置」という。)が正常かつ円滑に作動するよう本仕様書により入念確実に保守を行うものである。

II.請負の期間

令和 2 年 3 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日

ただし、対象装置の変更等がある場合、乙は遅滞なく甲に申し入れ、契約変更の手続きを行うものとする。

III.請負の実施場所

本院 1 階放射線部

IV.保守点検業務内容

定期保守点検の実施月及び実施回数は、原則下表のとおりとする。

ただし、本院職員との調整により実施月を変更することがある。

(1) 定期保守点検作業(対象装置①)

メーカー所定の定期保守点検項目表に基づき、定期的に保守に必要な技術員を出張させ、正常かつ円滑に作動するよう乙の責任において、点検、清掃、部品の取替え及び調整を行うものとする。

(2) 定期保守点検作業(対象装置②)

メーカー所定の定期保守点検項目表に基づき、年1回リモートで行うこととするが、乙が必要と判断した場合は、技術員による訪問点検または再度のリモート点検を行うものとする。

対象装置	実施月	年間点検回数
①	3月、6月、9月、12月	4回
②	12月	1回

(3) 随時保守点検作業 (対象装置①～②)

乙の設置するカスタマーコールセンターへ甲から故障発生等の通知があったときは、乙は電話によるサポートを行うものとする。

現地作業（不定期の点検、故障修理作業等）が必要な場合は、乙は甲の業務に支障がないよう可能な限り迅速に技術員を派遣し、対象装置の修復に努めるものとする。

(4) リモート診断/メンテナンスサービス(対象装置①～②)

乙は、対象装置と乙の設置するカスタマーコールセンターをブロードバンド回線で接続し、リモート診断及びメンテナンスサービスを実施するものとする。

(5) メンテナンス情報の WEB 配信 (対象装置①)

乙は、乙が行った保守点検業務の情報を WEB 配信にて甲へ提供するものとする。

(6) 画面共有型遠隔アプリケーショントレーニングサービス (対象装置①)

乙は甲から求められた場合は、乙の技術員がブロードバンド回線を通して同じ画面を共有しながら操作方法を指導する画面共有型のアプリケーショントレーニングサービスを行うものとする。

V. 保守点検業務の実施時間帯 (対象装置①～②)

(1) 下記 (2)記載のものを除く業務

月曜日から金曜日まで：8時30分～17時15分

(国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。)

ただし、甲からの依頼があった場合は、協議の上、上記以外の時間に作業を行うものとする。

(2) 随時保守点検作業・リモート診断/メンテナンスサービス

緊急時の対応として、夜間、土日及び国民の祝日にかかわらず常時 24 時間サービス体制を施行するものとする。

※対象装置②に関しては、オンサイト故障修理対応を原則（指定平日）9:00～18:00 とするが、甲からの依頼があった場合は、協議の上、これ以外の時間に対応するものとする。

VI. 費用の負担

(1) 補用品サポートについて

甲からの要求がありかつ乙が当該補用品は既に使用に耐えない状況であると判断し同意した場合に限り、対象機器で使用される乙所定の補用品等を提供する。ただし乙所定の補用品以外の消耗品については対象外とする。

(2)(3)に記載のものを除き、定期保守点検に伴う作業費及び交換部品費、技術改良費、故障・修理に伴う随時保守点検作業費及び交換部品費、(1)に記載の補用品サポートにかかる費用、諸経費、及びリモート診断/メンテナンスサービスに伴う通信費等は、この契約に含まれるものとする。

(3)次の費用は、この契約に含まれないものとし、別途甲が負担する。

ア) (1)に記載の補用品サポートに含まれない消耗品費、補用品費及びその交換・補充費用。

イ) オーバーホール及び改造、移設に要する作業。

ウ) 天災、火災の原因による故障の修理。

エ) 甲の故意又は過失による故障の修理。

オ) 本契約に含まれていない機器等の保守経費。

VII.交換部品の所有権

修理等により交換された故障部品の所有権は、乙に帰属する。

ただし、放射化された部品については甲の所有とする。

VIII.作業環境

甲は、乙がこの契約の目的に従って保守点検業務を遂行できるようにするため、乙に対し次の条件を常に保障するものとする。

(1)乙の技術員が、装置の設置場所に立ち入り、制約なく作業が実施できるようにすること。

定期点検など契約作業について、予め甲と乙との間でその予定を定めた場合、その時間帯に装置が使用されていないこと。

(2)通常の保守点検業務に必要な光熱水料等を甲の負担において提供すること。

(3)保守点検業務中に甲の確認が必要な場合、速やかに乙の要請に応じること。

IX.報告義務

(1)乙は、本業務を実施した場合にはメーカー所定の保守点検業務報告書を作成し、本院放射線部の確認を受けたのちに本院管理課用度第二係に提出するものとする。

(2)報告書には、保守点検の内容、交換部品の名称と数量、修理した場合はその詳細、保守点検以外に処理しなければならない事項等を記入するものとする。

X.免責事項

(1)装置あるいはその使用に起因する甲あるいは第三者の損害(間接損害、逸失利益を含む。)については、製造物責任法に基づく賠償責任の場合を除き、乙は一切の責を負わない。

(2)データの保全措置を講じる責任は甲が負うものとし、装置のデータ記憶装置、その他の記憶媒体などに存在するデータ、プログラム、設定条件などの損傷、滅失については、製造物責任法に基づく損害賠償責任の場合を除き乙は一切の責を負わない。

(3)天災地変、交通事情など不可抗力により、乙が保守点検業務を実施できなかったことによる損害については、乙はその責を負わない。

構成内訳

対象装置	品名	規格	数量	単位
①	全身用X線CTシステム (X線管ユニット含む) (内訳) 撮影テーブル ガントリ オペレーターコンソール 各種キャビネット類 診断、読影コンソール 各種モニタ 各種記憶装置 システムソフト、アプリケーションソフト等、ソフトウェア 走査ガントリ	GE製 Revolution CT(REV056)	1	式
②	ネットワーク関連装置	GE製 Centricity Series(PV1052)	1	式